

空家等の実態調査について （1）調査の目的と概要

本市では、空家等や空き長屋の数やその分布状況等より、空家等対策計画の作成や施策の検討の基礎資料とすることを目的に、平成28年12月～平成29年6月に実態調査を実施しました。次期計画の策定及び具体的な施策の検討を行うに際し、基礎となる情報が必要であることから、この実態調査によって確認した空家等・空き長屋について追跡調査を実施します。

追跡調査は、水道使用量の確認などの既存資料調査と（株）Reviewによる現地確認により、空家等や空き長屋の管理状況等を把握します。

空き家等の実態調査（平成28年12月～平成29年6月）

- ① 水道閉栓・開栓使用水量0データ
→「住所地図データ」「建物分類データ」から集合住宅及び建物が存在しないものを除外
- ② 相談対応関係データ
→ 市民等から相談のあった空家等・空き長屋のうち、①に含まれないものを追加
- ③ 現地確認
→ ①②の家屋を公道より外観目視。居住中・使用中・解体中・建築中・空き地を除外。

空き家等の追跡調査（令和2年5月～令和2年10月(予定)）

- ① 水道使用量の再調査
→ 前回調査結果のうち、水道の再使用を調査し、使用量が計上されておれば除外
- ② 解体に伴う届出
→ 前回調査結果のうち、建築リサイクル法や住居表示の滅失などの届出等があれば除外
- ③ 住基情報による確認
→ 前回調査結果のうち、①・②で除外できなかった家屋について、住基情報を確認
- ④ 現地確認
→ （株）Reviewによる調査協力のうえ現地確認。再居住・建て替え等があれば除外



調査結果は都市計画マスタープランにおける区域別のほか、立地適正化計画における区域別にわけ、それぞれの区域ごとに何らかの傾向が見られないか検証します。